

一、本表は妻一人のみに要する生活標準額である。

二、本表中主人在宅費とあるは乗船中の主人が一箇年を通して家庭に歸り得る日数を三十日とし其際に要する特別膳料を計上したものである若し主人が休業在宅するときは其費用は此外に増加する勘定となるのである

三、本表には妻の働きに依りて収入があるかも知れない副業の賃金は計上してないのである何故なれば假令副業に就き得る場合があるにしても夫は單に手足纏ひのない間だけであるの若し幸に副業より生ずる収入があつたとしても夫は備荒貯蓄の方に振り込むのが適當と信するからである。

四、本表には妻二十歳より五十歳までの養老保険を付けることになつて居る夫は最後の準備に對する一助としたい爲めである。

五、若し主人が一箇年に付一箇月休業して宅に居るとすれば食料だけでも少くとも一日に金六拾錢乃至八拾錢即ち月に拾八圓乃至貳拾四圓を増すことになる之を十二箇月に割當つれば月割金額が壹圓五拾錢乃至貳圓となつて夫れだけ本表の合計金額よりも多くなることになる。

又主人が一箇年に付二箇月休業して宅に居れば前項の倍額即ち月割額が參圓乃至四圓だけ本表の合計金額よりも多くなることになる。

六、本表の家賃相當の室を手に入れることは非常に困難であると謂ふことである尤も此家賃は多少贅澤の様に思はるゝかも知れぬが海員の家庭は主人が常に不在勝であるから比較的心配の少くない締りの宜い場所を選ぶ必要があることを諒としなければならぬ。

第二號表 B 夫婦生活標準額
 第一號表標準額 金四拾貳圓拾八錢也

第二號表 A 標準額 金四拾七圓九拾貳錢也
 合計 金九拾圓〇拾錢也

説明

人類として一生獨身生活を營むことは人生としての意義をなさぬ隨て相當の年齢に達したる曉に於て夫婦生活に入るは自然の數でなければならぬ世人或は海員の如き任處不定の生涯に於て家庭は寧ろ無きに如かずとの説をなすものあるやも知れぬが斯の如きは實に暴論の甚だしきものである家庭は本人を眞面目ならしめ又責任觀念を深からしめ且假令遠く海上に出でたる場合に於ても尙且一種偉大の慰藉と希望を與へ而して輕舉の行動を慎む上に於て最も力強き連鎖となるのである之を獨身者の所謂行く先き我家とするが如き傲放なる觀念の下に其日を送る生涯に較ぶれば實に雲泥も當ならずである殊に立國上無くてはならぬ海國健兒に對し獨身生活を強ゆるが如きは實に不條理の極と謂ふべきである之が茲に夫婦家庭生活費の標準を定むる必要ある所以である。

第三號表 夫婦子供一人生活標準額

第二號表 B の標準額に子供一人に對する費用を加へたるもの即ち。
 第二號表 B 標準額 金九拾圓〇拾錢也
 子供一人 金拾五圓也
 合計 金百〇五圓拾錢也

説明

夫婦にして子供の出来るは自然である然るに其費用に就ては何れの家庭に於ても正確に之を計上せられたる數字を見出すことが出来ぬのである故に止を得ず一般の評を聞き合せて最低の推定額を示したに過ぎない

第四號表 夫婦子供二人親一人生活標準額

第三號表の標準額に更に子供一人親一人に要する概算額を加へたるもの即ち。